

特定医療費支給認定等業務及び委託範囲の概要

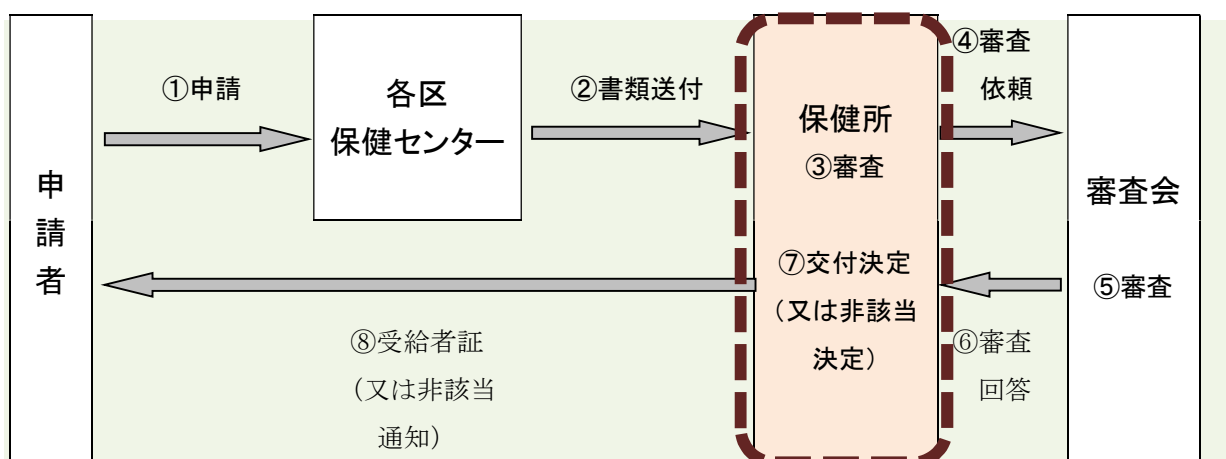
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）に基づく特定医療費支給認定等業務は、本市の指定する医師等に対象疾病と診断された患者からの申請に基づき、認定審査を行い、認定された場合、同法に規定する医療受給者証を交付し、医療費の助成を行うものである。

本委託業務の具体的内容は、本市の行う特定医療費支給認定等業務で保健福祉局保健所が担うもののうち、申請書類の收受・仕分け、添付書類のチェック、所得確認、申請書類の管理などである。

認定審査の補助、所得審査は、更新申請の分についてのみ委託範囲に含めており、本委託業務は、更新申請書類の審査補助をメインとしている（下記「委託範囲の概要」）。

※ 作業の概要、想定処理時間等は別紙3のとおり。

■ 申請から決定までの基本的な流れ（更新申請の例）



※保健所で実施する業務のうち一部が委託範囲となる。

※患者は、医師から診断書の交付を受け、住民票登録のある区の保健センターに申請（保健センターは、10区に1か所ずつある本市の組織）。

※④～⑥の審査会による審査は、③保健所の審査で交付決定とならなかった申請についてのみ。

■ 委託範囲の概要（申請書類整備等業務）

※ 本市で令和5年度に実施する特定医療費支給認定等業務では、原則、令和5年7月～令和5年12月を更新申請の受付期間と定めている。

